

利用者負担表（保育料）

〇3歳以上児の保育料は無償化されています。

〇3歳未満児の保育料決定額は「利用者負担（保育料）決定通知書」にてご確認ください。

（単位：円）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児の利用者負担（月額）					
階層区分	定義 （保護者の市町村民税額の状況別）	標準時間保育			短時間保育		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3	市町村民税均等割課税世帯	7,750	0	0	6,750	0	0
4	市町村民税所得割24,300円未満	8,550	0	0	7,550	0	0
5	24,300円以上48,600円未満	9,750	0	0	8,750	0	0
6-1	48,600円以上57,700円未満 ※ひとり親・在宅障害児(者)等のいる世帯は77,101円未満	10,950	0	0	9,950	0	0
6-2	57,700円以上72,800円未満	21,900	10,950		19,900	9,950	
7	72,800円以上97,000円未満	24,400	12,200	0	22,400	11,200	0
8	97,000円以上133,000円未満	26,900	13,450	0	24,900	12,450	0
9	133,000円以上169,000円未満	30,400	15,200	0	28,400	14,200	0
10	169,000円以上213,000円未満	33,900	16,950	0	31,900	15,950	0
11	213,000円以上257,000円未満	38,200	19,100	0	36,200	18,100	0
12	257,000円以上301,000円未満	42,500	21,250	0	40,500	20,250	0
13	301,000円以上349,000円未満	46,800	23,400	0	44,800	22,400	0
14	349,000円以上397,000円未満	51,500	25,750	0	49,500	24,750	0
15	397,000円以上	56,200	28,100	0	54,200	27,100	0

※6-1階層以下のひとり親・在宅障害児(者)等のいる世帯の負担額は、「負担表の額」又は「9,000円」のいずれか低い額。

※保護者が税法上の被扶養者である場合、扶養者の市町村民税も合算対象となります。

保育料の負担軽減

軽減区分	所得要件	第1子	第2子	第3子以降
低所得世帯 （利用者負担表へ適用済）	市町村民税額57,700円未満 ※在宅障害児(者)等のいる世帯は77,101円未満	半額	無料	無料
多子世帯 （利用者負担表へ適用済）	なし	軽減なし	半額	無料
ひとり親世帯	なし	最大 9,000円	無料	無料

令和7年度から、新たに軽減区分が追加されました。

※ひとり親世帯の第1子について、以下の計算式で算出した額が9,000円を下回る場合は、その額とする。

計算式：（「負担表の額の2倍」－1,000円）÷2

給食費（副食費）の取り扱い

〇3歳以上児の副食費は無償化されています。

（松川町独自の取組として、所得や同時入所の制限を設けず、町で負担します。）

〇3歳未満児の給食費は保育料の中に含まれています。